

報道関係者 各位

遺贈寄附金の収受について

概要

高石市羽衣に在住の三宅 夫紀子（みやけ ふきこ）様は、生前におきまして、本人名義の預貯金、有価証券、その他の預託財産を高石市に寄附する趣旨の遺言公正証書を作成され、また、こどもたちのために役立てて欲しい趣旨の、本市教育長宛の遺言書を残されておりました。

その後、本年3月5日にお亡くなりになり、遺言執行の手続きが行われ、本日2億610万8,228円の寄附金を収受致しました。

なお、寄附金は、三宅様のご遺志に沿って、こどもたちの教育振興に活用させていただく所存です。

(教育長コメント)

三宅様の尊いご遺志をお受けし、ありがたくご寄附を頂戴することといたしました。教育長宛のご遺言を拝読させていただき、お一人の人生の最後に寄り添わせていただいたような気持ちとなりました。

ご寄附につきましては、高石市のこどもたちの教育振興に直接還元してまいりたいと考えております。

問合せ先

教育総務課 TEL : (072) 265-1001 (内線) 2711  
担当 : 吉村 e-mail : ksoumu@city.takaishi.lg.jp